令和8(2026)
12/25
施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point 2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、
採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認
しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	・学校（幼稚園、小中高） ・認可保育所、認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設　など	・認可外保育施設 ・一時預かり、病児保育 ・放課後児童クラブ ・学習塾、スポーツクラブ　など
対象業務	・教員、部活動指導員 ・保育士 ・児童指導員 ・児童発達支援管理責任者　など	・保育従事者 ・子育て支援員研修等受講者 ・放課後児童支援員 ・塾講師、指導員　など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** ・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** ・・・ 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理措置** ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

☑ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**

☑ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**

等の対応を、**制度開始前のいまから**事前に行っておくことが重要です。

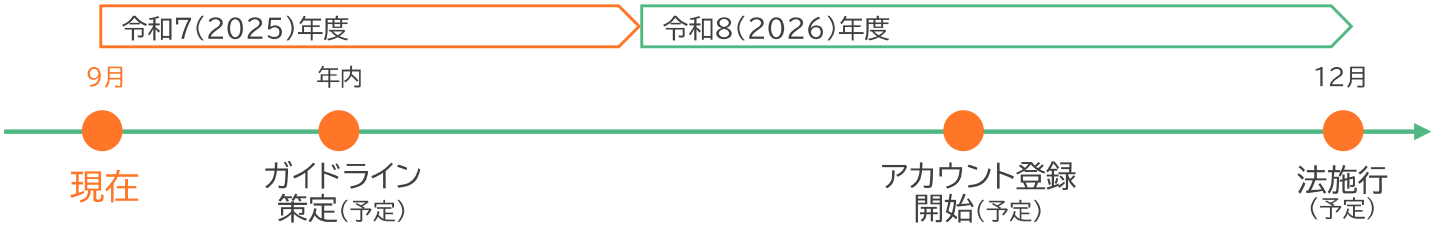

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。

従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

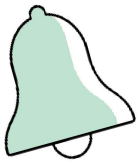

施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。

※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。
※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索

こどもまんなか こども家庭庁

2025年9月作成